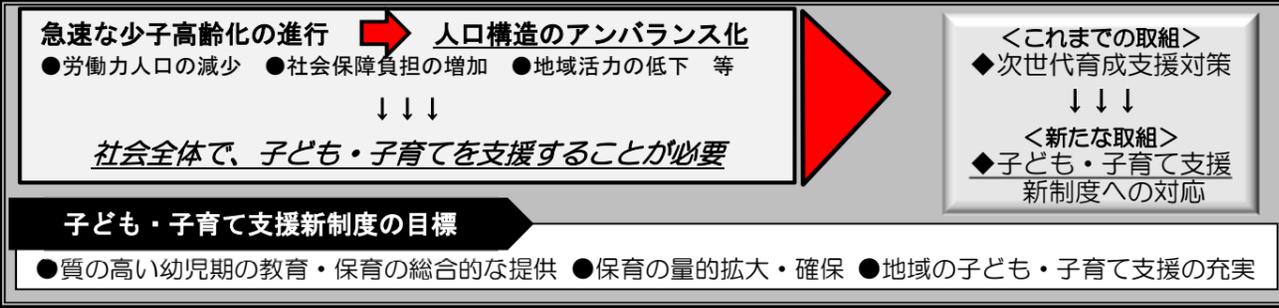


## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 策定の背景と趣旨

#### (1) 計画策定の背景

子育てを取り巻く環境は、核家族化や地域社会の変化に伴う「つながりの希薄化」、「男女の働き方の改革」や「働き方の変化」、さらには「景気動向」や「価値観の多様化」などから大きく変化してきており、様々な社会的問題が起きています。子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、**地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援することが必要**です。

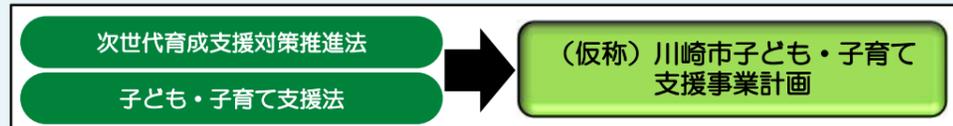


#### (2) 計画策定の趣旨

本市では、平成17年3月に『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』を策定し、すべての子どもと家庭を対象とした次世代育成支援を総合的かつ計画的に推進してきました。  
『(仮称)川崎市子ども・子育て支援事業計画』は、平成27年4月からスタートする「子ども・子育て支援新制度」への**的確な対応**を図るとともに、本市の社会状況や地域の実情に合わせながら、「**子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき**」の実現を目指し、**生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・子育て支援施策を総合的に推進**するために策定します。

### 2 計画の位置付け

この計画は、**子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画**であり、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、「**質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供**」、「**保育の量的拡大・確保**」、「**地域の子ども・子育て支援の充実**」を目指すものです。  
さらに、これまでその取組を進めてきた次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画『川崎市次世代育成支援対策行動計画 かわさき子ども「夢と未来」プラン』についても、これまでの基本的な考え方等を継承しながら、子どもとその家庭に関わる施策を体系化し、**保健・医療、福祉、教育、住宅、労働、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な視点から展開**を図るものです。



また、**本市運営の基本方針となる「新たな総合計画」及び「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の策定等と整合を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的な観点から推進**します。また、子ども・子育てに関する各種計画や「**かわさき教育プラン第1期実施計画**」等その他関連する各種計画との連携を図り施策を推進します。

### 3 計画の期間

この計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの**5年間**を計画期間とします。

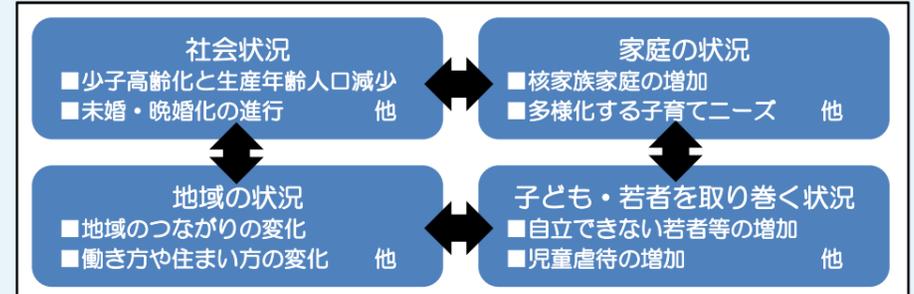
### 4 計画の対象

この計画は、**おおむね18歳未満のすべての子どもとその家庭を対象**としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

## 第2章 子ども・若者や子育て家庭の状況

### ■子ども・若者や子育て家庭をめぐる状況

急速な少子高齢化と生産年齢人口減少や未婚・晩婚化の進行、核家族家庭の増加や多様化する子育てニーズ、地域のつながりの変化や働き方や住まい方の変化、自立できない若者等の増加や児童虐待の増加など、**子ども・若者や子育て家庭をめぐる状況は、大きく変化しています。**



## 第3章 計画の基本方向

### 1 計画の基本理念

本計画においては、本市の子ども・子育て支援を推進するにあたり、川崎市が目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき

本市では、「**子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき**」を基本理念に掲げ、**子ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための環境づくり推進するとともに、すべての子どもに良質な成育環境を保障していくこと**を目的としています。

### 2 計画策定の基本的な考え方

＜対応すべき課題＞ 少子高齢化と人口の減少 → 子どもを産み・育てたいと感じる社会環境の創出  
子育ての環境の変化と支援が必要な子どもの増加 → ライフステージを通した子ども・若者支援の充実

### 3 計画の基本的視点

この計画の推進にあたっては、以下の**8つを基本的視点**とします。

#### 《8つの基本的視点》

① 一人ひとりの子どもを尊重する視点	⑤ 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点
② 次代の親を育む視点	⑥ すべての子どもと家庭を支援する視点
③ 親育ちの過程を支援する視点	⑦ 子ども・子育て支援の量・質両面を充実する視点
④ 地域社会全体で子ども・子育てを支援する視点	⑧ 地域の実情に応じた視点

### 4 計画の基本目標と施策の展開

この計画では、これまで進めてきた『かわさき子ども「夢と未来」プラン』の考え方を継承しつつ、次の**6つの基本目標**を掲げ、計画の推進を図ります。

基本目標Ⅰ 子どもの権利を尊重する社会づくり	基本目標Ⅳ 親と子が健やかに暮らせる社会づくり
基本目標Ⅱ 子育てを社会全体で支える環境づくり	基本目標Ⅴ 子育てを支援する体制づくり
基本目標Ⅲ 乳幼児期の保育・教育の環境づくり	基本目標Ⅵ 子どもと子育てにやさしいまちづくり

## 第4章 基本施策の展開

目標Ⅰ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 子どもの権利の尊重</b> ■子どもの権利の普及・啓発 ■子どもの権利保障に関する相談支援体制の充実 ■子どもの主体的な参加の促進 ■多文化共生の取組
目標Ⅱ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 子育て家庭への支援の充実</b> ■男女がともに担う子育ての意識啓発 ■ワーク・ライフ・バランスの推進 ■子育て家庭への経済的支援 <b>2 地域全体で担う子育ての推進</b> ■地域の社会資源の充実に向けた取組の推進 ■地域が主体となった子育て支援活動の充実に向けた取組の推進 ■子育て家庭のニーズに合った情報提供・相談支援
目標Ⅲ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 幼児教育の充実と教育・保育の一体的な推進</b> ■幼児教育の質の向上 ■認定こども園への移行の促進 ■幼保小連携の推進 <b>4 多様な保育ニーズへの対応と充実</b> ■多様な保育事業の充実
	<b>2 保育需要への適切な対応</b> ■多様な手法による定員枠の拡大 ■公立保育所の民営化と施設老朽化への対応 <b>5 保育サービス利用における受益と負担の適正化</b> ■保育サービスの利用における受益と負担のあり方の検討 ■保育料の収納率向上に向けた取組の推進
	<b>3 保育の質の維持・向上</b> ■多様な運営主体の参入に伴う保育の質の確保 ■保育士確保対策の充実 ■特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実 <b>6 待機児童対策の総合的な推進</b> ■待機児童対策の総合的な推進
目標Ⅳ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 子どもの健やかな成長</b> ■安心して妊娠・出産できる環境の整備 ■乳幼児の健やかな発育・発達を支える ■学齢期・思春期の子どもと体の健康を促進 <b>2 自立への基盤を育てる取組の推進</b> ■キャリア在り方生き方教育の推進 ■放課後の活動・地域での活動を通じた健全育成
目標Ⅴ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 社会的養護が必要な子どもへの支援の充実</b> ■家庭に近い養育環境の推進と専門的支援の充実 ■里親制度（家庭養護）の推進 <b>4 自立に向けて課題を抱える子ども・若者への支援の充実</b> ■課題を抱える子ども・若者対策の総合的な推進
	<b>2 ひとり親家庭への支援の充実</b> ■相談・支援体制の充実 ■家庭の生活を支援する取組の推進 ■自立に向けた子どもへの支援の充実 <b>5 児童虐待対策の推進</b> ■児童虐待防止対策の推進
	<b>3 発達に課題のある子どもと家庭への支援の充実</b> ■相談・支援体制の充実 ■障害児の医療・福祉サービスの提供 ■学校における特別支援教育の充実 <b>6 DV防止・被害者支援の推進</b> ■DV被害者の支援体制の充実とDV防止への取組
目標Ⅵ	<b>施策の方向と推進項目</b> <b>1 子育てに配慮した生活環境の推進</b> ■子育てに配慮した住宅の普及促進 ■安全・安心なまちづくりの推進 ■安全・安心な公園・緑地の整備 ■交通安全対策の推進 ■子どもの事故の未然防止の推進 ■食の安全の確保 <b>2 子どもを犯罪から守り犯罪を防止する活動の推進</b> ■子どもの非行防止や犯罪から守る活動の推進

6つの「基本目標」と19の「施策の方向」

## 第5章 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

子ども・子育て支援法に基づく事業計画では、**教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（施設・事業の利用に関するニーズ量）と確保方策（量の見込みに対応する施設・事業の整備量とその実施時期）**について、平成27年度から5年間の方策を示すこととされています。

### <教育・保育施設・地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業>

教育・保育施設・地域型保育事業	地域子ども・子育て支援事業
●施設型給付 ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園 ●地域型保育給付 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育	●妊婦健康診査 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●子育て短期支援事業（ショートステイ） ●養育支援訪問事業等 ●病児保育事業（病児・病後児保育事業） ●利用者支援事業 ●延長保育事業 ●放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ●地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業） ●一時預かり事業 ●ファミリー・サポート・センター事業（ふれあい子育てサポート事業） ●実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

### 教育・保育の量の見込みと地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

#### 1 教育・保育の量の見込み

年度／区分	（単位：人）			
	1号（3～5歳）	2号（3～5歳）	3号（0歳）	3号（1～2歳）
平成27年度	22,096	15,537	2,422	10,910
平成28年度	20,975	17,103	2,492	11,209
平成29年度	20,043	17,827	2,688	11,909
平成30年度	19,367	18,189	2,874	12,937
平成31年度	18,766	18,227	2,905	13,563

#### 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業（単位）／数値	平成25年度実績	平成31年度の量の見込み
妊婦健康診査（受診回数）	165,846	158,667
乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）	14,469	12,837
子育て短期支援事業（ショートステイ）（年間延べ利用人数）	210	441
養育支援訪問事業等	専門的相談支援（訪問件数）	324
	育児・家事支援（訪問件数）	123
病児・病後児保育事業（年間延べ利用人数）	3,909	10,156
利用者支援事業（か所数）	—	9
延長保育事業（月間実利用人数）	8,209	13,676
放課後児童健全育成事業（月間実利用人数）	5,901	6,956
地域子育て支援センター事業（年間延べ利用人数）	257,871	322,824
一時預かり事業	幼稚園（年間延べ利用人数）	256,834
	保育所（年間延べ利用人数）	94,713
ふれあい子育てサポート事業（年間延べ利用人数）	15,485	16,607

※「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、「量の見込み」と「確保方策」を記載する事業の対象外となっています。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進に向けた社会の構成員の役割

子ども・子育て支援は、地域社会全体で取り組むべき課題であるという認識のもとに、計画を着実に推進するために、**家庭、企業、行政、地域がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携・協働し、取り組んでいくことが重要**です。

### 2 計画の進行管理

計画の進行管理は、継続的に点検・評価・見直しの（PDCAサイクル）の役割として、子ども・子育て会議により評価をし、評価結果はホームページ等を通じて公表します。また、計画の進捗状況については、2017（平成29）年度を目途に、中間評価を実施し、「新たな総合計画」との整合性や、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との連携を踏まえ、内容の見直しを含め、計画の検証を行います。